



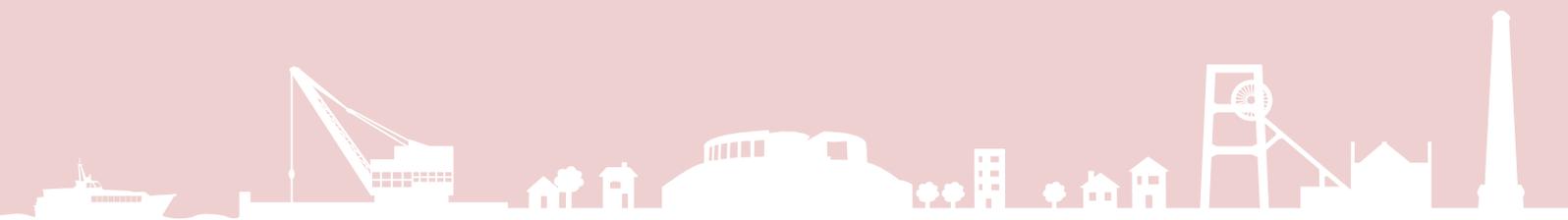
大牟田市
都市計画
マスタープラン



Omuta City Master Plan

全体構想：部門別方針

- 1** 土地利用の方針
- 2** 市街地整備の方針
- 3** 道路・交通体系の方針
- 4** 公園・緑地の方針
- 5** その他都市施設の方針
- 6** 景観形成の方針
- 7** 都市防災の方針
- 8** 都市環境の方針
- 9** 人にやさしいまちづくりの方針



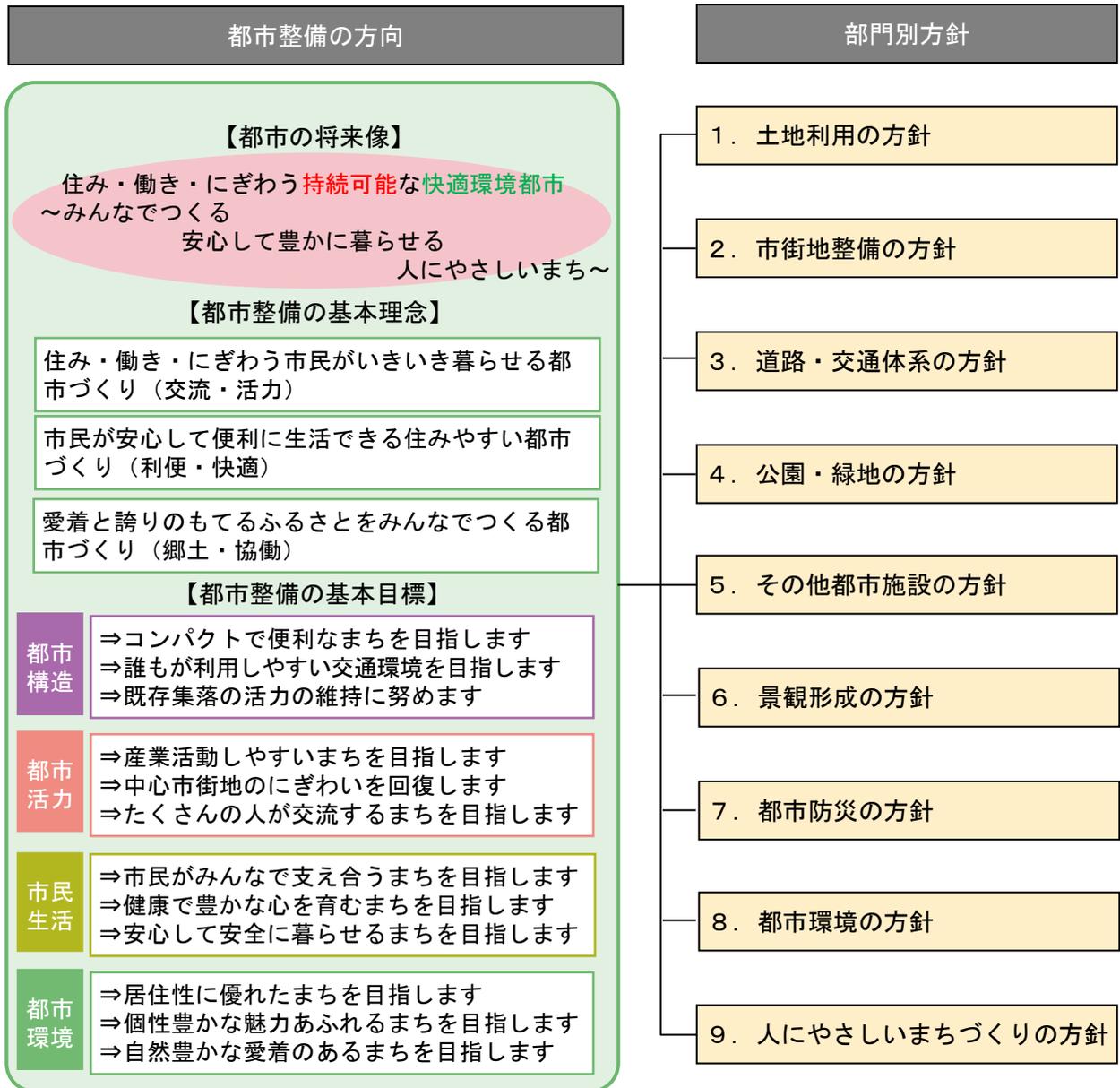


©2016 大牟田市公式キャラクター
「ジャー坊」

第4章 全体構想：部門別方針

部門別方針は、将来の都市空間の姿を実現していくために、市全体での土地利用、市街地整備、道路や公園等の都市施設、都市環境等の今後の整備の考え方を方針として示し、都市計画を定める際の総合的な指針となるものです。

本市では、「住み」「働き」「にぎわう」、市民が安心して豊かに暮らせる人にやさしいまちづくりを実現するために、第3章で示した12項目の都市整備の基本目標を踏まえ、9つの部門について基本方針を定めます。



1. 土地利用の方針

＜土地利用の基本的考え方＞

本市では、環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることができる「コンパクトな都市づくり」を目指します。

そのため、本市の都市構造は、今後の人口減少や高齢化の進展を見据え、高齢者や子育て世代の誰もが買物や医療・福祉などの日常的な生活サービスを便利に享受できる集約型都市構造への転換を進めます。また、拠点としての位置付けを行った地区においては、拠点の特性に応じた主要用途を配置し、大牟田市立地適正化計画を活用しながら適正な機能の集積・強化を図ります。

住居系土地利用の一般住宅地については、良好な居住環境の維持・形成に努めつつ、交通利便性が高く、都市機能が集積する区域への居住を誘導することで人口密度を維持します。また、低層住宅地については、人口の低密度化の進展や地域の状況を踏まえながら、ゆとりある居住環境の維持・形成に向けた土地利用を進めます。

商業業務系土地利用地については、商業業務機能や日常生活に必要とされる生活サービス機能の集積・強化を図りつつ、交通利便性の高い地区では中高密度の土地利用を進めます。特に都市拠点では、中心市街地にふさわしい高密度な土地利用を進めます

流通・工業系土地利用の臨海部については、工業や港湾機能の増進を図りつつ、次世代産業の受け皿として、計画的な土地利用を進めます。また、内陸部に位置するインターチェンジ周辺や主要な幹線道路沿線等の交通利便の高い地域については、周辺環境に配慮しながら、流通・工業系土地利用として計画的な土地利用転換を図ります。

自然的土地利用については、都市公園等の公共緑地の適正な配置を進めるとともに、自然環境や優良農地の保全に努めます。また、市街化調整区域は、原則として市街化の抑制を図るものとしませんが、産業の振興や居住環境の改善、その他都市機能の維持・増進、既存集落の活力の維持に寄与するものについては、自然環境や優良農地に配慮しながら、地区計画制度や県条例による区域指定制度等の適切な運用により、地域の実情に応じた計画的な土地利用を進めます。

○基本方針

- (1) 区域区分の継続によるコンパクトで計画的な市街地形成と農地や自然環境の保全
- (2) 計画的・効率的な市街地形成のための市街化区域の土地利用
 - ① 拠点形成の方針
 - ② 土地利用の適正化の誘導
 - ③ 低未利用地の有効活用
 - ④ 地区の特性を活かした市街地の付加価値の創出
- (3) 自然環境の保全、農業等との調和を図る市街化調整区域の土地利用
 - ① 既存集落の活力の維持
 - ② 有明海や干潟、丘陵地等の自然環境の保全
 - ③ 優良農地の保全

（1）区域区分の継続によるコンパクトで計画的な市街地形成と農地や自然環境の保全

無秩序な市街化を抑制し、市街地を取り囲む農地や丘陵地の自然環境の保全を図るために、区域区分の継続によるコンパクトで計画的な都市づくりを進めるとともに、快適で利便性の高い適正規模の市街地形成を図ります。

本市の土地利用規制の根幹である区域区分制度については、開発行為や新築等の開発圧力は弱まりつつあるものの、広域交通網の発展に伴って、新たな産業立地や住宅需要が高まる可能性もあり、将来の集約型都市構造の実現においても重要な役割を担うことから、市街地として積極的に整備を行う区域の明確化と自然環境の保全を図るため、引き続き区域区分を継続します。

ただし、市街化調整区域内において、産業の振興や居住環境の改善、その他都市機能の維持・増進、既存集落の活力維持に寄与するものについては、自然環境や優良農地に配慮しながら、地区計画制度や県条例による区域指定制度等の適切な運用により、地域の実情に応じた計画的な土地利用を進めます。

（2）計画的・効率的な市街地形成のための市街化区域の土地利用

市民生活や産業活動など、様々な都市活動が効率よく機能する市街地形成を実現していくため、自然環境に配慮しつつ、地域の特性に応じた計画的な土地利用の誘導を図り、必要に応じて区域区分や地域地区等の見直しを検討します。

①拠点形成の方針

1) 生活拠点

生活拠点は、市民生活を支える様々な都市機能を備え、市民が快適に生活できる都市構造を形成するために配置します。生活拠点は、すべての市民が利用する高次な都市機能を有する「都市拠点」、地域住民の人口規模に見合った都市機能を備えた「地域拠点」、小学校区単位を基本に地区住民の最も身近な生活サービスを備えた「地区拠点」の3種類に分類し、すべての市民が必要な生活サービスを楽しむことができる拠点配置を進めます。

<都市拠点>

都市拠点は、すべての市民が利用する市に唯一となる高次都市機能を有し、様々な都市機能を備えた市を代表する拠点として設定します。

本市の都市拠点としては、中心市街地に位置付けられているJR・西鉄大牟田駅から西鉄新栄町駅にかけてのエリアに位置付け、空き地・空家等の低未利用地の有効活用を促進するとともに、様々な都市機能の集約・充実に努めつつ、土地の有効かつ高度な利用やにぎわい空間の創出、商業の活性化、街なか居住の促進など、市の中心にふさわしい拠点形成を進めます。

都市拠点は、各種交通機関や各拠点との人や物の流動が非常に多い場所であることから、各方面と都市拠点のアクセス性の強化・確保を進めます。

<地域拠点>

地域拠点は、地域住民の日常生活に必要とされる生活サービス機能を有し、地域の人口規模に応じて教育・文化・医療・福祉・生活利便等の複合的な都市機能を備えた拠点として設定します。

地域拠点の配置は、すべての市民が公平に生活サービスを楽しむよう、市内5箇所（都市拠点を含めると6箇所）に配置し、拠点相互に機能を補完し合いながら拠点形成を進めます。

地域拠点は、地域内だけでなく、他地域とのアクセスにも配慮します。

＜地区拠点＞

地区拠点は、市民の生活に最も身近な拠点となるもので、地区住民が車等での移動に頼ることなく生活できる必要最小限の都市機能を備えた拠点として設定します。また、地区拠点は、小学校区単位で活動されている福祉や防災などの市民活動の拠点としての役割も担い、地区住民の生活の拠りどころとなる場所です。

地区拠点には、拠点圏域となる校区人口に応じた必要最小限の都市機能の維持・充実を進めるとともに、地区コミュニティ活動の活性化を図るための施設の充実を推進します。

2) 産業拠点

産業拠点は、製造業を主とした事業活動に適した場所として整備された既存の工業団地を位置付け、本市の産業活動の重要拠点として、アクセス性を高めるための交通基盤の確保・充実を図るとともに、立地環境の維持に努めます。また、社会経済情勢等の変化により新たな市場ニーズが発生した場合は、既存の工場の立地環境や周辺的生活環境等に配慮しながら、適切な土地利用の見直しを検討します。

＜テクノパーク＞

テクノパークは、高付加価値型産業等をはじめとした企業が集積し、周辺の自然環境と調和した良好な工業団地であることから、本市の重要な産業拠点として、交通アクセスの維持・充実および周辺的生活環境や自然環境と調和した良好な立地環境の維持を図ります。

＜エコタウン＞

エコタウンは、RDF 関連施設やリサイクルプラザ、エコサクセンター等を核として、環境・リサイクル関連産業の集積に向けて、交通の利便性を活かした企業立地を推進します。

3) 広域交流拠点

広域交流拠点は、広域交通基盤の整備によって他都市を結ぶ広域からの交通結節点に位置付け、本市の玄関口にふさわしい交流空間の創出と、たくさんの人が交流する場所としての都市機能の充実を図ります。また、社会経済情勢等の変化により新たな市場ニーズが発生した場合は、周辺的生活環境や自然環境に配慮しながら、適切な土地利用の見直しを検討します。

＜新大牟田駅周辺地区＞

新大牟田駅周辺地区は、通勤通学利用者や観光客など多くの来街者が交流する場所であることから、様々な都市機能の導入や各拠点間の連携強化による交通利便性の向上、新たな課題への対応などに努めるとともに、街並み景観形成や交流空間の創出など、広域交流拠点にふさわしい都市空間の形成を進めます。

また、新大牟田駅周辺地区は、九州新幹線や有明海沿岸道路の開通によって、広域交流拠点としてのポテンシャルが一層高まっており、新大牟田駅南側においては、市街化調整区域の地区計画等の活用により、「にぎわい」や「産業の多様化」を創出する拠点として計画的な土地利用を進めます。

＜岬町地区＞

岬町地区には、大規模集客施設や大学などが立地し、石炭産業科学館や諏訪公園などを含め、市内外からのたくさんの人が交流する場所となっています。

有明海沿岸道路の開通や都市拠点とのアクセスの充実によって、岬町地区のポテンシャルは一層高まっており、新たな企業立地や都市機能の充実、交流空間の創出を進めます。

＜三池港周辺地区＞

県南の産業・物流拠点である三池港周辺地区は、人や物が交流する場所として、物流機能の充実や高速船との連携強化、世界文化遺産をはじめとする近代化産業遺産等の地域資源の活用などによって、交流人口の拡大に努めるとともに、市の玄関口として広域交流拠点にふさわしい交流空間の創出を図ります。

公共ふ頭・旅客ふ頭においては、輸送手段の高度化や船舶の大型化などを進めるとともに、市民が自然と親しめるにぎわいと潤いのある空間形成を図ります。



▲大牟田テクノパーク



▲新大牟田駅周辺地区

②土地利用の適正化の誘導

1) 低層住宅地

吉野、久福木、新勝立などの主に低層の戸建住宅が広がる地区では、建物用途の混在を防止し、良好な居住環境を保全します。

団地開発等により形成された低層住宅地では、今後も建物用途の混在を防止するとともに、良好な住環境を維持・形成します。

2) 一般住宅地

中低層の住宅や店舗、事務所等が立地する住居系用途を基本とした地区では、住宅地の環境との調和に配慮して複合的な土地利用との共存を図りつつ、良好な市街地形成を図ります。

3) 商業業務地

駅周辺や拠点などの都市機能を集積すべき地区では、商業業務機能や生活サービス機能の集積・強化を図りつつ、土地の有効かつ高度な利用による魅力ある商業業務地の形成を図ります。

4) 流通・工業地

大規模な工場が集積する市中心部の工業専用地域では、工業機能の維持・増進を図るとともに、公害の防止対策や緩衝緑地の設置に努めます。

臨海部の流通施設が集積する工業専用地域では、有明海沿岸道路の開通に伴う交通利便性の向上に対応した流通業務機能の拡充を進めます。

5) 沿道市街地

国道208号や国道389・501号、主要地方道大牟田植木線等の主要な幹線道路沿いでは、公共交通機関の維持・確保を図りつつ、商業業務機能の立地を許容します。

③低未利用地の有効活用

既成市街地の空き地や空家等の低未利用地は、適切に管理されることなく放置されると地域の活性化や防犯・防災上の問題が生じる恐れがあることから、民間主導による開発を促進するとともに、土地の有効活用や取引活性化などの都市のスポンジ化対策を図り、土地の利用を促進します。また、低未利用地の土地取引が円滑に行われるよう、地籍調査を推進します。

学校跡地などの低未利用地化した市有地は、大牟田市公共施設維持管理計画との整合を図りつつ、土地の活用を進めるとともに、必要に応じて地区計画制度等を検討します。

④地区の特性を活かした市街地の付加価値の創出

住宅地では、教育や文化施設が立地する地区、医療施設が立地する地区など、地区ごとに特性が異なります。住宅地においては、画一的な居住地形成を進めるのではなく、地区の特性を活かした付加価値を高めるための取組みによって、魅力ある良好な市街地形成を進めます。

1) 文教・医療ゾーンの形成

JR 銀水駅・西鉄銀水駅周辺や西鉄倉永駅・JR 吉野駅周辺においては、医療施設や高等教育施設が数多く立地し、昼間人口が非常に多く、閑静な戸建て住宅地とは特徴が異なります。

このため、両地区を文教・医療ゾーンとして位置付け、一定の都市機能を有する複合市街地を形成しつつ、落ち着いた街並みの形成に努めます。

2) 観光交流ゾーンの形成

近代化産業遺産周辺は、多くの観光客が来街する可能性があり、本市のイメージを特徴づける場所となることから、周辺地域の公共施設や街並みに関する景観形成や屋外広告物の規制など、魅力ある都市空間の創出に努めます。

3) レクリエーションゾーンの形成

延命公園周辺は、体育施設・文化施設が立地し、市街地内の憩いとスポーツ・レクリエーション活動の中心として、さらには、それらを観覧できる環境整備を進めることで、多くの人が訪れることができる緑豊かな都市空間として活用します。

公園周辺の風致地区が定められている場所では、緑と調和した良好な市街地環境を維持するために、低層の戸建て住宅を中心とする緑豊かな居住環境を保全します。

(3) 自然環境の保全、農業等との調和を図る市街化調整区域の土地利用

本市の市街化調整区域は、豊かな自然や優良な農地等が存在しており、自然環境の保全・活用を図る区域ではありますが、市街化調整区域内の既存集落などでは、人口減少や少子高齢化の進展により地域コミュニティの維持など地域の課題も存在することから、自然環境や営農環境との調和に配慮しつつ、地域の実情に応じた計画的な土地利用を進める必要があります。

このため、市街化調整区域における土地利用の方針は以下に示しますが、市街化調整区域における都市計画制度及び福岡県開発許可制度を運用していく際の土地利用の方向性については大牟田市市街化調整区域の整備保全構想に定めるものとします。

①既存集落の活力の維持

市街化調整区域は、原則として市街化の抑制を図るものとしませんが、産業の振興や居住環境の改善、その他都市機能の維持・増進、既存集落の活力の維持に寄与するものについては、自然環境や

優良農地に配慮しながら、地区計画制度や県条例による区域指定制度等の適切な運用により、地域の実情に応じた計画的な土地利用を進めます。

また、地区拠点に位置付けた区域については、既存集落の活力の維持に必要な都市機能の維持・充実を進めます。

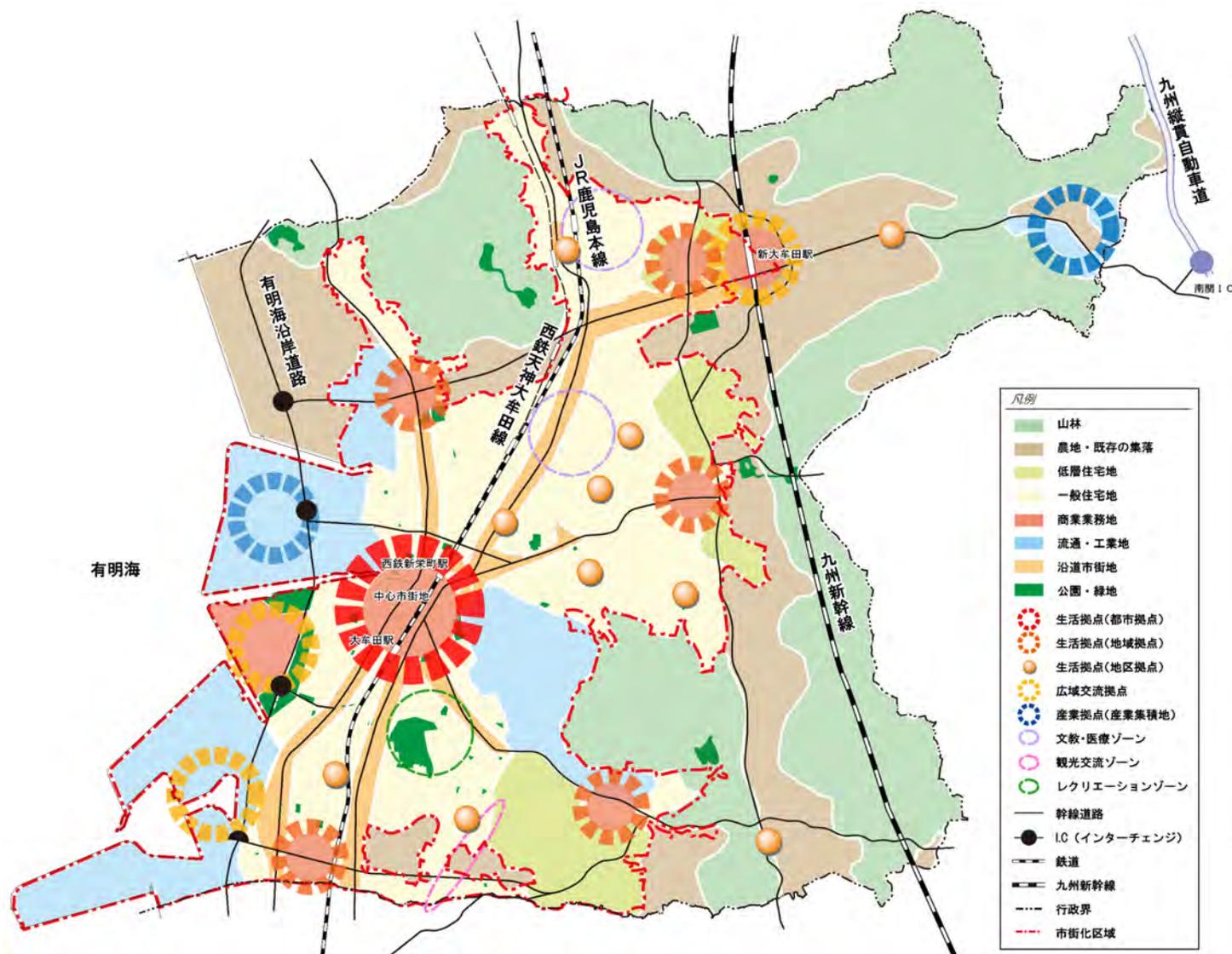
②有明海や干潟、丘陵地等の自然環境の保全

市街地の前面に広がる有明海や干潟、市街地を取り囲む甘木山や三池山等の丘陵地の山林の緑は、市民が身近にふれることのできる自然環境であるとともに、多様な生物の生息環境であるため、自然環境の保全・活用を図ります。

③優良農地の保全

農業振興地域内の農用地区域を中心とした優良な農地については、農業生産機能を有するとともに、都市の貴重な緑地空間として保全を図ります。また、農地周辺の既存集落については、営農環境と居住環境が調和した空間を形成します。

■土地利用方針図



2. 市街地整備の方針

＜市街地整備の基本的考え方＞

本市の市街地中心部は、戦後の戦災復興事業等の土地区画整理事業によって、市街地の整序が進みましたが、都市基盤整備が進んでいない旧市街地においては様々な課題を抱えています。特に、建築基準法上の道路に接していない敷地では、建物の更新が進まず、老朽化した建物が密集した状況が残っており、火災発生による延焼で大災害に発展する可能性もあり、密集市街地における都市基盤の改善を進めていく必要があります。

都市拠点を担う中心市街地においては、市の玄関口にふさわしい駅前交流空間を創出するとともに、土地の高度利用や有効活用を図ることで、様々な都市機能の導入によるにぎわいの回復、商業の活性化などを積極的に進め、多くの来街者が交流する都市空間の形成に努めます。

新大牟田駅周辺については、通勤通学利用者や観光客など多くの来街者が交流する場所であることから、利便性が高い交通結節点と快適な居住環境を兼ね備えた広域交流拠点にふさわしい都市空間の形成を進めるとともに、主要地方道南関大牟田北線の沿道においては、地域特性を活かした新たな土地利用を検討します。

また、人口減少に伴って、空き地・空家の増加が社会問題化しており、空き地・空家の維持管理に関する対策や利活用、除却などの行政支援について検討を進めます。

○基本方針

- (1) 中心市街地活性化の推進
- (2) 新大牟田駅周辺地区の新しい市街地形成
- (3) 密集市街地の居住環境の改善
- (4) 空き地及び空家等の適正な管理や利活用等の促進

(1) 中心市街地活性化の推進

これまでの中心市街地活性化の取り組みでは、共同住宅の建設促進による居住人口の確保、イベント等によるまちのにぎわいづくりを下支えした効果はある程度認められたものの、街区のリニューアルなど、多額の投資を必要とするハード事業については実現していないものも多く、来街者の減少や空き店舗等の増加が進みました。

この結果を受け、新たな目標として“いつも、わくわく・生き・活き”「人が住み、憩い、ふれあい、出会いのまち」を掲げ、住みたくなるまち、市民が憩いやふれあいを求めて行きたくなるまちづくりを目指します。特に、新栄町地区や銀座地区では、地域の魅力に着目したにぎわい・文化拠点の形成を促進し、人が集まる新たな拠点づくりと人々が日常的に訪れたい魅力の創出、商業の活性化に取り組みます。

また、生活利便や交通便利に優れた中心市街地においては、街なか居住の積極的な推進や市街地再開発事業等による土地の高度利用を推進するとともに、市民が歩いて生活できる都市環境づくりに取り組みます。さらに、ユニバーサルデザインによる誰もが訪れやすい市街地形成を図ります。

(2) 新大牟田駅周辺地区の新しい市街地形成

新大牟田駅周辺地区は、新大牟田駅の整備と併せて進められた土地区画整理事業によって、本市の新たな玄関口として良好な市街地が形成され、商業・業務施設や住宅の建設が進んでいます。また、新幹線を利用する観光客などの駅利用者と地域住民との交流が育まれています。一方で、駅利用者の利便性確保や中心市街地とのアクセス強化など新たな課題も発生しています。

今後は、様々な都市機能の導入や各拠点間の連携強化による交通利便性の向上、新たな課題への対応を行いながら、街並み景観形成や交流空間の創出など、広域交流拠点にふさわしい都市空間の形成に努めます。

また、新大牟田駅周辺地区は、九州新幹線や有明海沿岸道路の開通によって、広域交流拠点としてのポテンシャルが一層高まっており、新大牟田駅南側においては、市街化調整区域の地区計画等の活用により、「にぎわい」や「産業の多様化」を創出する拠点として計画的な土地利用を進めます。

(3) 密集市街地の居住環境の改善

市街化区域内には、道路や公園などの都市基盤整備が進まず、老朽化した建物が密集し、緊急車両の進入も困難な密集市街地が点在しています。

このような密集市街地では、火災発生による延焼で大災害になる可能性や、建物倒壊などによって災害時の避難や救助活動に支障が生じるなど、多くの課題を抱えることから、建替え時の道路空間の確保や空家跡地の利活用とともに、居住者の防災訓練や連絡体制の構築などソフト面における対策を進めます。

(4) 空き地及び空家等の適正な管理や利活用等の促進

年々増加する空き地・空家は、所有者がそのまま放置している場合が多く見られ、周辺住民にとっては大きな問題となっています。本来であれば、所有者が適正に管理すべきものですが、所有者が不明であったり、遠方に居住していることで管理ができないなど、問題解決には多くの課題があります。

このため、空家の除却や利活用に対する行政支援を行うとともに、所有者の不明な空家、空き地については空家特措法、大牟田市空き地及び空家等の適正管理に関する条例及び大牟田市空き地及び空家等対策等計画に基づき、良好な市街地形成に向けた取組みを進めます。



▲銀座通商店街

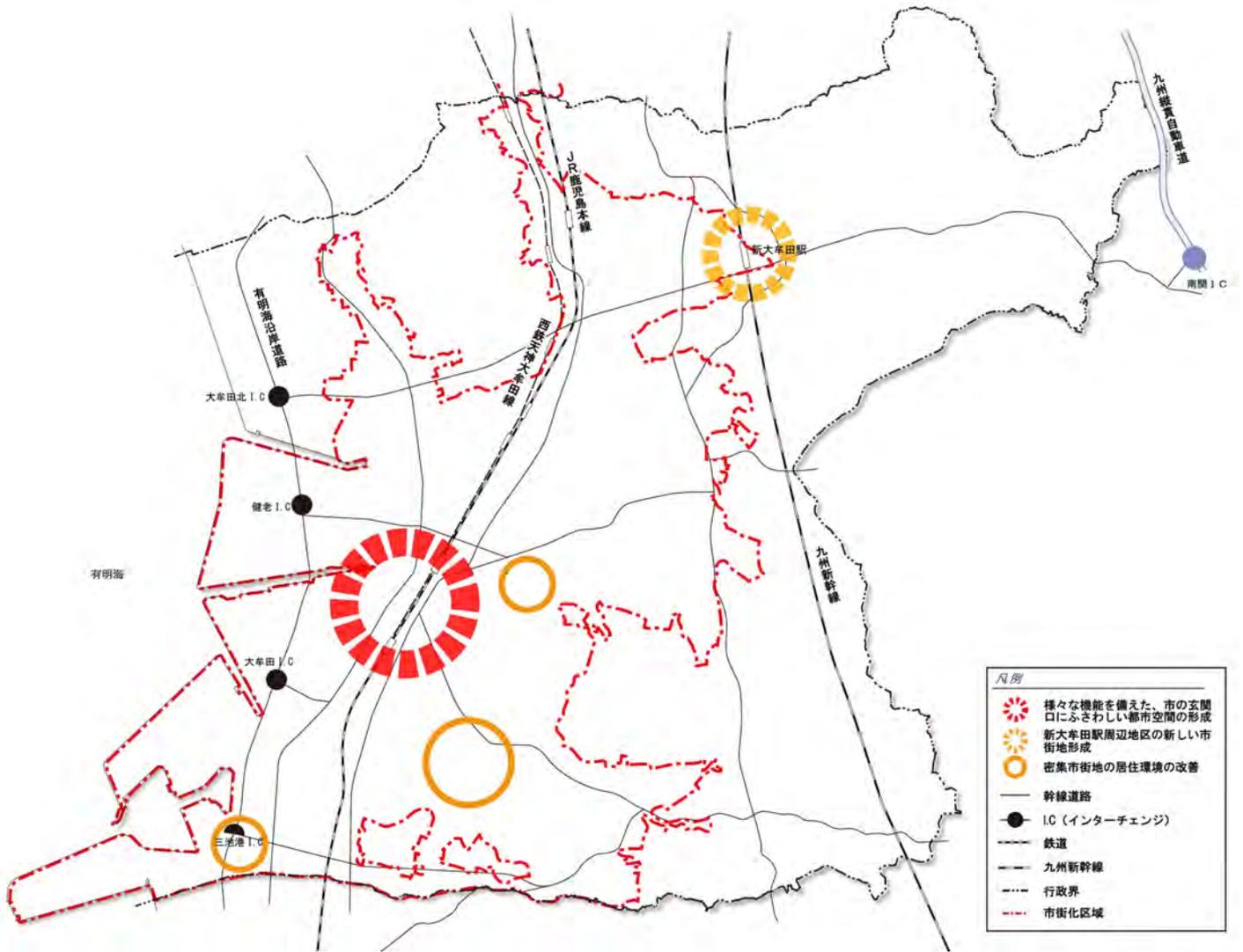


▲新大牟田駅



▲管理不全の空家

市街地整備方針図



3. 道路・交通体系の方針

<道路・交通体系の基本的考え方>

有明海沿岸道路や九州新幹線の開通によって、本市の広域移動における交通環境は飛躍的に向上しており、広域交通の幹線道路網はおおむね構築されつつあります。国道208号や国道389・501号、主要地方道南関大牟田北線、主要地方道大牟田高田線、主要地方道大牟田植木線は、有明海沿岸道路や九州自動車道と併せて、本市の広域幹線道路網を形成していますが、都市計画道路の未整備区間が残っているため、広域幹線道路の整備を促進します。

市街地内においては、都市計画道路長溝線（市道通町1丁目健老町線）の整備によって東西間の連携が大きく向上しています。さらに、市内交通の処理を円滑化し、市民の日常生活における利便性の向上につながる幹線道路の整備に努めます。

また、都市の骨格を形成する都市計画道路網については、都市構造の変化に伴って、適切な計画の見直しを図ります。

日常生活に身近な生活道路については、狭隘箇所の解消等のための道路改良を進め、自動車走行の円滑化を図るとともに、自転車や徒歩で移動しやすい市街地環境を創出するため、安全で快適な自転車・歩行者空間とネットワークの形成に努めます。

公共交通機関においては、JR・西鉄大牟田駅や新大牟田駅、三池港などの市の玄関口となる主要な交通結節点での乗換えの円滑化を進めるとともに、交通結節点同士の連携強化を図ります。

さらに、拠点間の連絡強化と併せて、市内外の公共交通ネットワーク・サービスの利便性向上に取り組みます。

○基本方針

- (1) 周辺都市との交流を促進する広域幹線道路の整備
- (2) 市内の円滑な移動を確保する幹線道路の整備
- (3) 住宅地内の安全で円滑な移動を確保する生活道路の整備
- (4) 人にやさしい安全な自転車・歩行空間及びネットワークの形成
- (5) 交通結節点としての機能向上
- (6) 公共交通機関の利便性向上

(1) 周辺都市との交流を促進する広域幹線道路の整備

都市間を結び、広域的な道路ネットワークを形成する有明海沿岸道路、主要地方道南関大牟田北線等の広域幹線道路の整備を促進します。



▲有明海沿岸道路

(2) 市内の円滑な移動を確保する幹線道路の整備

広域幹線道路と市内各地区、市内の主要な拠点間を結び、安全で円滑な移動を確保し、業務活動や日常生活における市民の利便性向上を図る幹線道路の整備を推進します。また、長期未着手となっている都市計画道路については、検証を踏まえ、必要に応じて随時見直しを進めます。

(3) 住宅地内の安全で円滑な移動を確保する生活道路の整備

住宅地と幹線道路を結ぶ生活道路は、狭隘箇所の解消等の道路改良を進め、移動の円滑化を図るとともに、安全に歩ける道路整備に努めます。また、道路や橋梁などの道路施設の維持・管理にあたっては、これまでの事後的な維持修繕から、予防保全的な維持修繕への転換を図り、道路施設等の長寿命化を推進します。

(4) 人にやさしい安全な自転車・歩行空間及びネットワークの形成

多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることができるような、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。

このため、自動車に依存せず、公共交通や徒歩、自転車で生活できる環境が求められており、自転車が安全で快適に通行できるとともに、歩行者の安全性が高まるような自転車・歩行者空間の形成とネットワーク化を図ります。

(5) 交通結節点としての機能向上

交通結節点としての機能を高めるため、JR・西鉄大牟田駅や西鉄新栄町駅、新大牟田駅へのアクセスや乗換え等の利便性向上、西鉄新栄町駅へのアクセス道路及び駅前広場や駐車場・駐輪場等の基盤整備を推進します。

三池港の既存施設を活かした内外貿易ターミナル機能の強化及び旅客ターミナル施設とのアクセスの強化を図り、海の玄関口として広域的な人流・物流機能の拡充を図ります。

(6) 公共交通機関の利便性向上

大牟田市地域公共交通網形成計画等を踏まえた公共交通体系の構築により公共交通機関の利便性の向上を図ります。

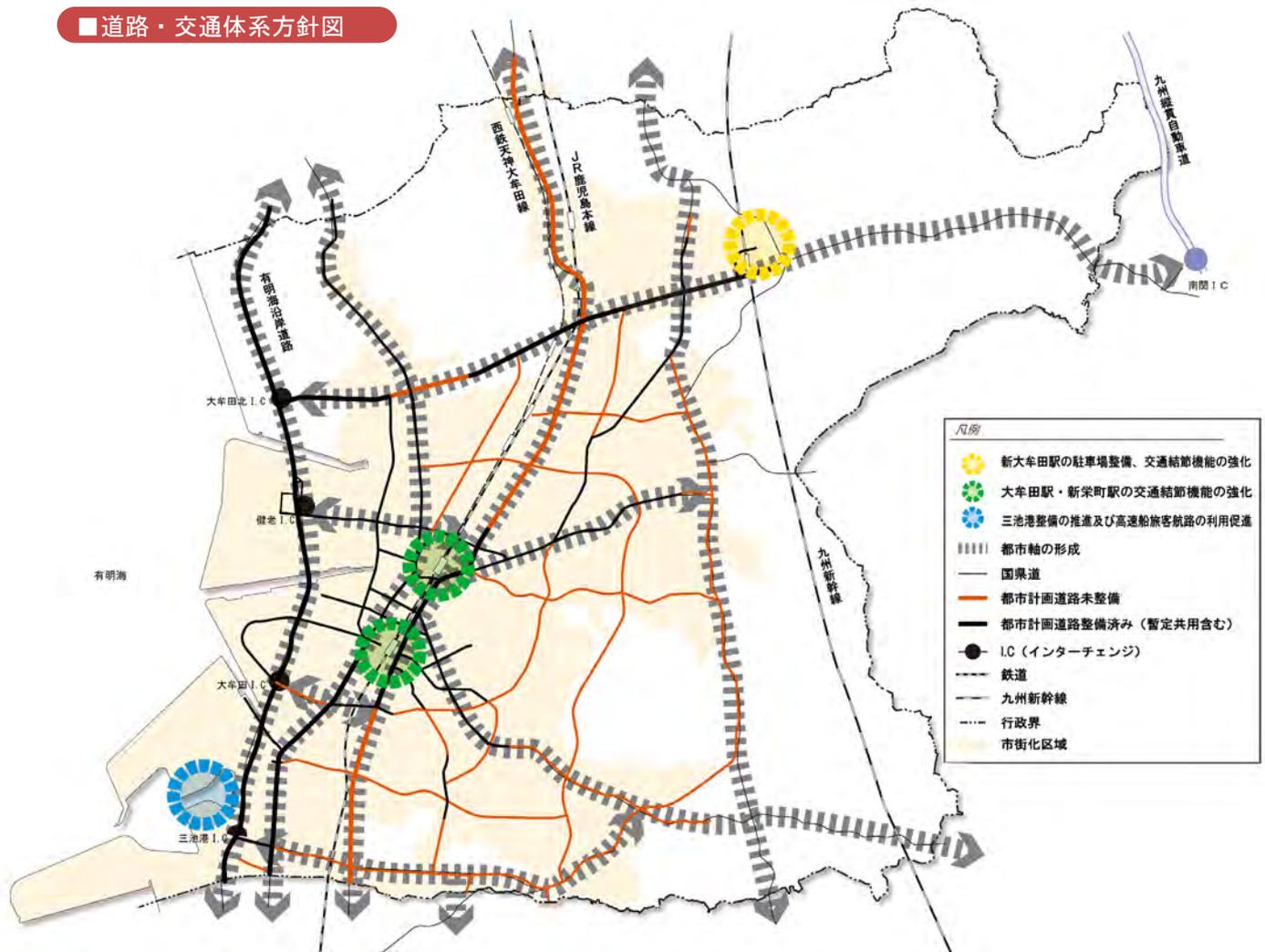


▲都市計画道路 長溝線



▲市道 小川町2号線

■道路・交通体系方針図



▲三池港



▲九州新幹線



▲有明海沿岸道路



▲路線バス

4. 公園・緑地の方針

＜公園・緑地の基本的考え方＞

本市の緑地は、山林や農地などの自然的土地利用が市域の半分を占め、市街地を取り囲む自然は市民生活に潤いとやすらぎをもたらす重要な要素となっていますが、管理不足などによる緑地の荒廃が進んでいることから、緑地の保全と市民が自然と身近にふれあえる場所として、一定の管理が維持できる仕組みづくりが必要です。

既成市街地内の公園・緑地については、人口減少社会の到来や既存施設の更新時期を迎え、利用者ニーズを踏まえた適正な配置のあり方や公園・緑地機能の確保について見直しが必要となっており、公園・緑地が持つ役割を踏まえ、社会情勢に応じた安全・安心な公園・緑地づくりに取り組みます。

また、公園が持つ多様な機能を活かし、本市の地域資源である近代化産業遺産や、スポーツ・レクリエーション機能の拡充を図り、交流人口の増加につながる取り組みが必要です。

市街地内の幹線道路や公園・緑地については、一定程度の緑化が進んでいますが、管理水準の低下が危惧されることから適正な緑の管理に向けた取り組みを進めるとともに、市民、企業に対する緑化意識の啓発を進めることで私有地の緑化を図る必要があります。

近年、市民ニーズの多様化や防災意識の向上など、市民生活における公園・緑地の役割は非常に重要となっており、緑を身近に感じ、快適で豊かな都市空間の形成に努めるとともに、市街地を囲む自然や河川、公園・緑地などの緑のストックを活用した水と緑のネットワークづくりを推進します。

○基本方針

- (1) 市街地を取り囲む緑の保全・活用
- (2) 海と市街地と丘陵地をつなぐ水と緑のネットワークの形成
- (3) 緑が映える市街地の形成
- (4) 市民ニーズを踏まえた公園の整備

(1) 市街地を取り囲む緑の保全・活用

甘木山周辺や三池山、高取山周辺の良好な緑地等は、市街地を取り囲む良好な自然環境を残している緑として維持・保全するための制度を活用します。

甘木山や三池山からは、市街地が眺望できる環境を活かし、自然を身近に親しめるレクリエーションの場として活用を図るとともに、市民協働による保全活動を推進します。

(2) 海と市街地と丘陵地をつなぐ水と緑のネットワークの形成

有明海と市街地と東部の丘陵地をつなぐ水と緑のネットワークの形成を図るため、有明海や隈川、堂面川、白銀川、大牟田川、諏訪川等の水辺を保全するとともに、延命公園や諏訪公園をはじめ市街地内の良好な緑をつなぎ、水と緑を身近に感じられる空間としての活用を図ります。

また、市街化区域内に残る農地については、農産物を供給する機能と合わせ、洪水調節機能や良好な景観の形成など多様な機能を備えていることから、都市農地の保全と活用について検討し、自然と調和した市街地の形成を図ります。

（3）緑が映える市街地の形成

市街地の緑化については、これまで進めてきた公園・緑地整備や幹線道路等公有地への緑化により、一定の緑の確保が実現できましたが、管理水準の低下による景観の悪化が懸念されることから、市民ボランティアの育成やメリハリを付けた管理手法を導入し、魅力ある緑の景観維持に努めるとともに、緑化イベントの開催をはじめ様々な緑化施策を進めることで、民有地の緑化を促進します。

また、JR・西鉄大牟田駅・中心市街地周辺及び新大牟田駅周辺に設定した緑化重点地区内の緑化を市民協働により推進します。

（4）市民ニーズを踏まえた公園の整備

人口減少社会を踏まえ、長期未着手の都市計画公園については、配置のあり方を検証し必要であれば都市計画決定の見直しを行うとともに、更新時期を迎えた公園施設については、利用状況や利用者ニーズを踏まえながら長寿命化を促す計画的な再整備と併せ、公園機能の再編による施設の見直しなど、効率的な維持管理に努めます。

市民生活に直結する主要な公的施設や大牟田市地域防災計画に基づく施設整備について必要不可欠と認められる場合は公園の利活用を検討します。

また、本市の地域資源である近代化産業遺産や動物園、体育施設の機能充実に伴う公園整備に努めるとともに、既存公園を有効活用しながら、子育てや高齢者の健康増進・生きがいづくりなど市民ニーズに対応した公園づくりを進めます。

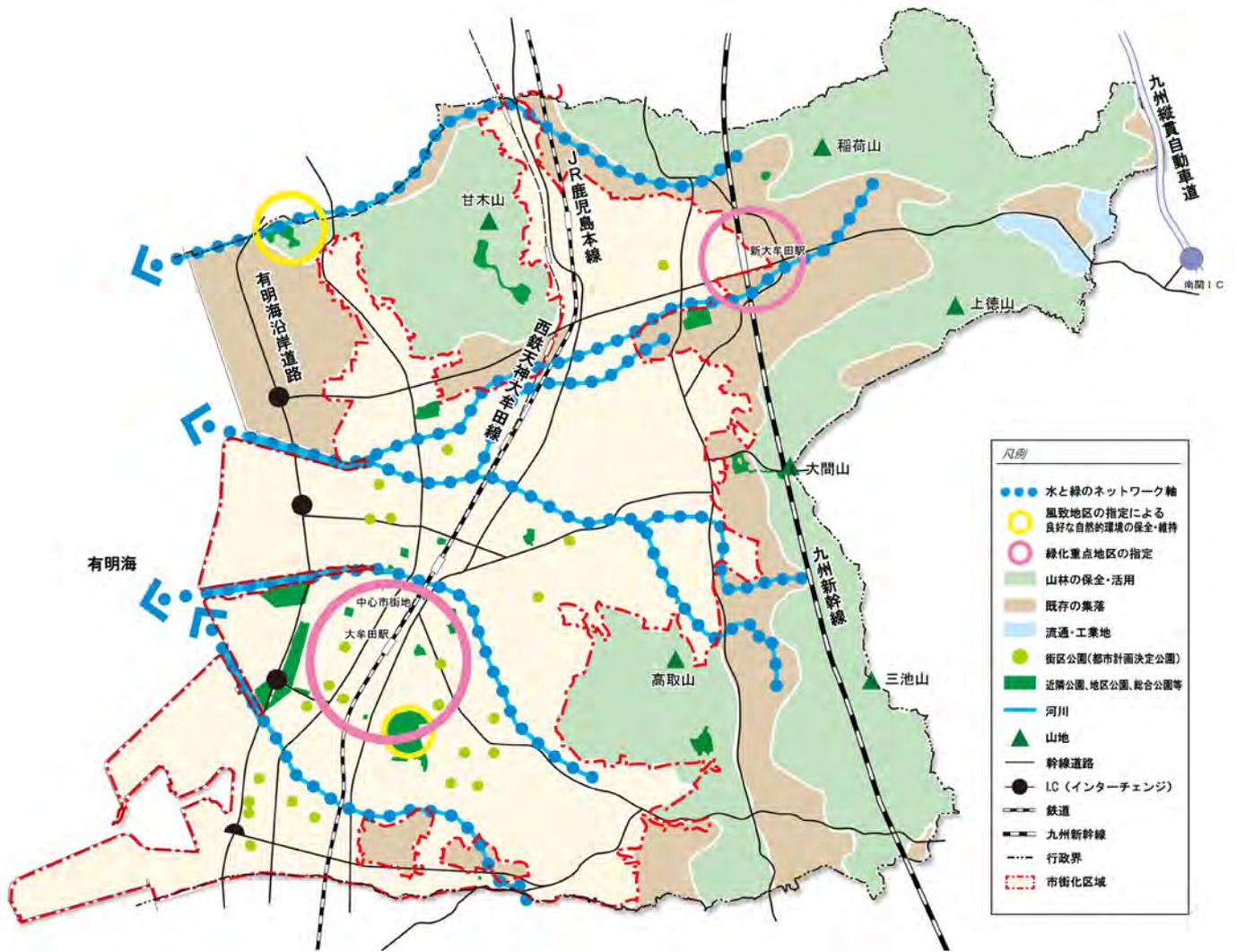


▲緑化イベント



▲諏訪公園

■公園・緑地方針図



5. その他都市施設の方針

＜その他都市施設の基本的考え方＞

都市施設とは、市街地において市民が健康で快適な生活を送るために必要とされる施設であり、都市施設の整備によって良好な市街地環境を創出します。

交通施設や公園・緑地を除く都市施設としては、上下水道などの給排水施設や電気・ガスなどの供給施設、ごみなどの処理施設、市場やと畜場、火葬場、流通業務団地など様々な施設があります。

このうち、本市においては、上下水道や公営住宅等、最終処分場に関する施設整備の方針について定めます。また、その他の項目として、電気・ガス等のインフラ整備や都市計画火葬場、ごみ処理施設に関する内容を記述します。

下水道は、市民が衛生的で快適に暮らすことができ、安全で安心して住み続けるための都市基盤施設であり、河川や有明海の水質保全と雨水排水対策に対応した下水道の普及を図ります。

上水道は、安全で良質な水道水を市民に安定して供給するため、水道施設の改築更新と適切な整備を図ります。

公営住宅等については、市内の実情や将来の需要動向を踏まえ、市内に点在する老朽化した公営住宅等を統合・再生するとともに、周辺地域と一体的に安全・安心で快適かつ良好な居住環境の創出を図ります。

最終処分場は、施設の延命化および新処分場の確保を検討します。

○基本方針

- (1) 下水道の整備推進
- (2) 上水道の安定供給
- (3) 公営住宅等の居住環境の向上
- (4) 最終処分場の確保
- (5) その他の施設

(1) 下水道の整備推進

河川や海域など公共用水域の汚濁防止による水質の保全や市街地の雨水排除などの浸水対策を図り、清潔で衛生的な生活環境の確保と水害に強い市街地形成を図るために、下水道の整備を推進します。

また、安定した下水道サービスの継続のため、下水道施設の計画的かつ効率的な改築更新を進めます。

(2) 上水道の安定供給

将来にわたり、安全で良質な水道水を市民に安定して供給するために、老朽化した水道施設の計画的かつ効率的な改築更新や耐震化を進めます。

(3) 公営住宅等の居住環境の向上

誰もが健康で文化的な生活を営むことができる良好な居住環境の創出のため、本市の人口減少・少子高齢化といった実情と将来の需要動向を踏まえて、各団地について建替え事業、改善事業、維持保全及び用途廃止等の適切な手法を選択することによって、既存ストックの活用を推進し、誰もが暮らしやすい安全・安心で快適な居住環境の創出を図ります。

また、高齢者や障害のある人などに対する重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築のため、その中核となる公営住宅等については、老朽化した公営住宅等の統廃合により効率的な住宅整備を進め管理戸数の適正化を図ります。

(4) 最終処分場の確保

循環型社会の形成と大牟田エコタウンを中心とする資源化施設との連携を図り、最終処分場である第三大浦谷埋立地の維持に努めつつ、新たな処分場の確保についても検討を行います。

(5) その他の施設

市街地内においては、災害時においても電気やガス、給排水施設の安定した供給や施設の維持管理を円滑にするため、地下埋設管の統合を進めます。

都市計画決定された火葬場やごみ処理施設などの施設については、施設の老朽化などによる建替えや移設の必要性が生じた場合には必要に応じて都市計画の見直しを行います。

また、現在稼働中のごみ処理施設に関しては、平成 35 年度以降の一定期間の継続稼働が決定しているものの、施設の延命化及び新たなごみ処理施設建設に向けた取組みが必要となります。

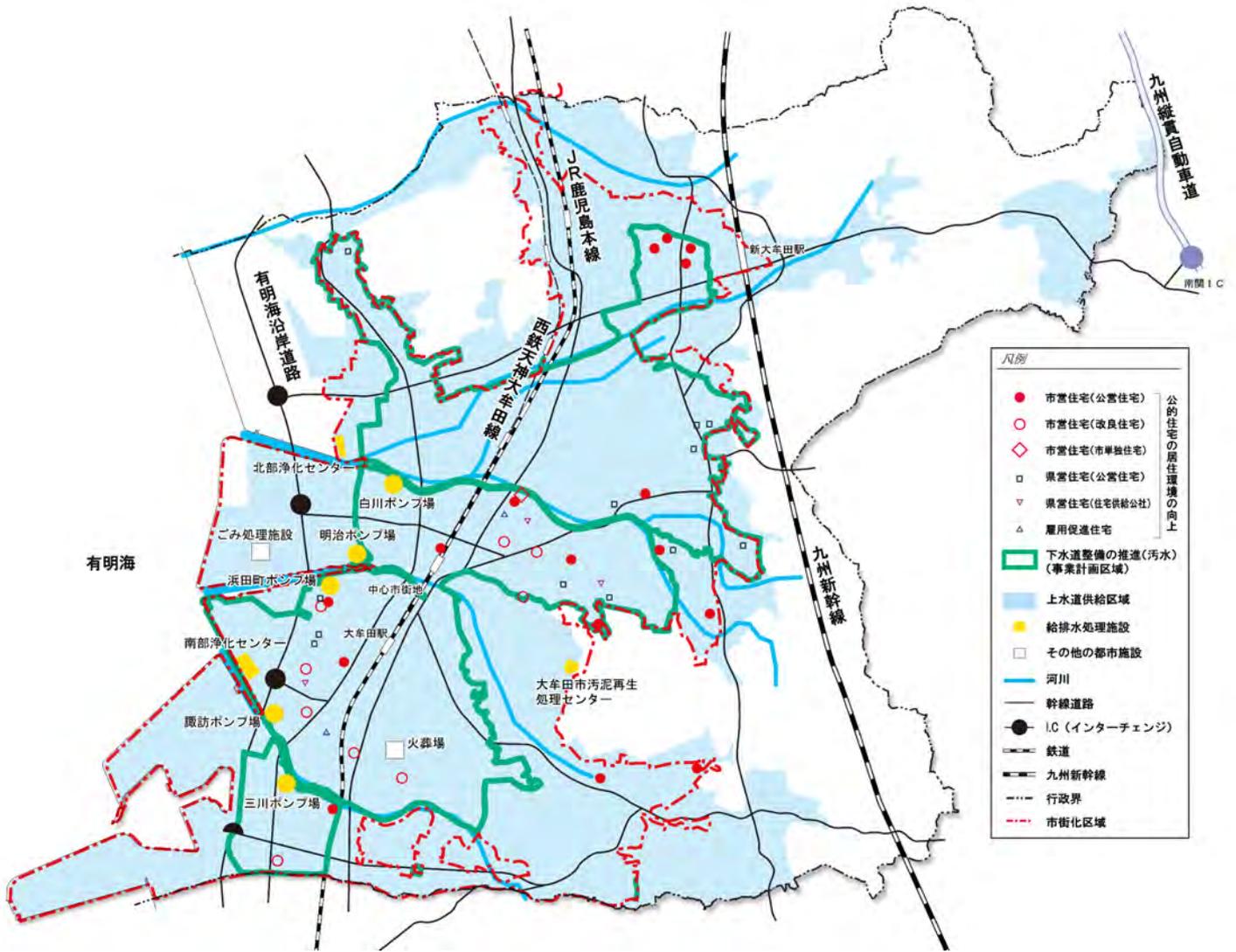


▲南部浄化センター



▲高泉市営住宅

■ その他都市施設方針図



凡例	
●	市営住宅(公営住宅)
◻	市営住宅(改良住宅)
◇	市営住宅(市単独住宅)
◻	県営住宅(公営住宅)
◻	県営住宅(住宅供給公社)
△	雇用促進住宅
◻	公的住宅の居住環境の向上
■	下水道整備の推進(汚水) (事業計画区域)
■	上水道供給区域
■	給排水処理施設
◻	その他の都市施設
—	河川
—	幹線道路
●	I.C (インターチェンジ)
—	鉄道
—	九州新幹線
---	行政界
---	市街化区域

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

6. 景観形成の方針

＜景観形成の基本的考え方＞

本市には、臨海部と市中心部の大規模な工場群や市役所等の公共施設と商業業務施設が集積する市街地、また市街地の中で緑の豊かさを感じられる大牟田川沿いの緑地や国道 208 号のケヤキ並木をはじめとした「都市的景観資源」、その市街地を取り囲む丘陵地の緑、三池山や甘木山からの眺望、北部の自然豊かな田園、諏訪川や堂面川の中流域、有明海等の「自然的景観資源」など多様な景観資源があります。

さらには、大牟田らしい都市景観の形成を推進していくための資源として、神社、仏閣、祭り、近代化産業遺産等の文化財があります。特に、平成 27 年 7 月に世界文化遺産登録された宮原坑、三池炭鉱専用鉄道敷跡、三池港をはじめとする近代化産業遺産は、本市が産業都市として発展してきた証であり、炭鉱関連の建築物や施設等は歴史的雰囲気を感じさせ、郷土への愛着を誘います。

こうした、本市の顔となるような市街地や自然、歴史・伝統、近代化産業遺産等の景観資源を守り、創り、育てるため、大牟田市景観計画を策定しており、その基本理念である『炭都おおむたの宝が光る景観まちづくり』の実現を目指すため、以下の方針に基づき、市民・企業・行政等が各々の役割を担いながら多様な取組みを展開していきます。

○基本方針

- (1) 大牟田市のイメージを高める景観形成
- (2) 商業系市街地、工業地及び住宅系市街地におけるにぎわいと秩序ある景観形成
- (3) 自然や歴史・文化を活かした景観形成
- (4) 近代化産業遺産などの地域の歴史的文化的資源の保存・活用

(1) 大牟田市のイメージを高める景観形成

駅周辺等の市の玄関口となる場所では、風格とにぎわいの中にも秩序が感じられる街並み景観を保全・創出していくとともに、緑化や屋外広告物の規制・誘導、電線類の地中化による顔づくりを進めます。

また、屋外広告物の落下等による市民への危害の防止を図るため、安全点検などに努めます。

(2) 商業系市街地、工業地及び住宅系市街地におけるにぎわいと秩序ある景観形成

幹線道路沿いの緑化や屋外広告物の規制・誘導、沿道建築物の景観誘導等により連続性とまとまりが感じられる沿道景観の形成を図ります。

商業系市街地では、にぎわいの中にも秩序が感じられる商業業務施設の街並み景観を保全・創出します。工業地では、本市の市街地形成の歴史と産業活動が織りなした景観を保全するとともに、まとまりある工業地景観を創出します。住宅系市街地では、緑化や建築物の景観誘導により、低中層の落ち着いた住宅地の景観を保全・創出します。

(3) 自然や歴史・文化を活かした景観形成

世界文化遺産である宮原坑周辺や三池炭鉱専用鉄道敷跡周辺については、歴史・文化、人々の営みが一体となって形成された本市を代表する景観を有しており、これらを将来に継承するための仕組みづくりを進めるとともに、魅力を高める景観の保全・整備を図ります。

山々や河川、緑地による美しい自然は、本市の貴重な景観要素であり、適切な保全を図ります。

丘陵地の樹園地や田園、農村集落、干拓の農地等の人々の暮らしや営みとともに培われた景観は、1次産業の振興と連携した保全・育成を図ります。

(4) 近代化産業遺産などの地域の歴史的文化的資源の保存・活用

本市の地域資源を活かした個性あるまちづくりを進めるために、荒尾市と連携して市内に点在する近代化産業遺産の保存・活用を図ります。

世界文化遺産に登録された近代化産業遺産の歴史や価値を理解していただくため、インタープリテーションの充実を図ります。



▲おおむた『大蛇山』まつり



▲宮原坑

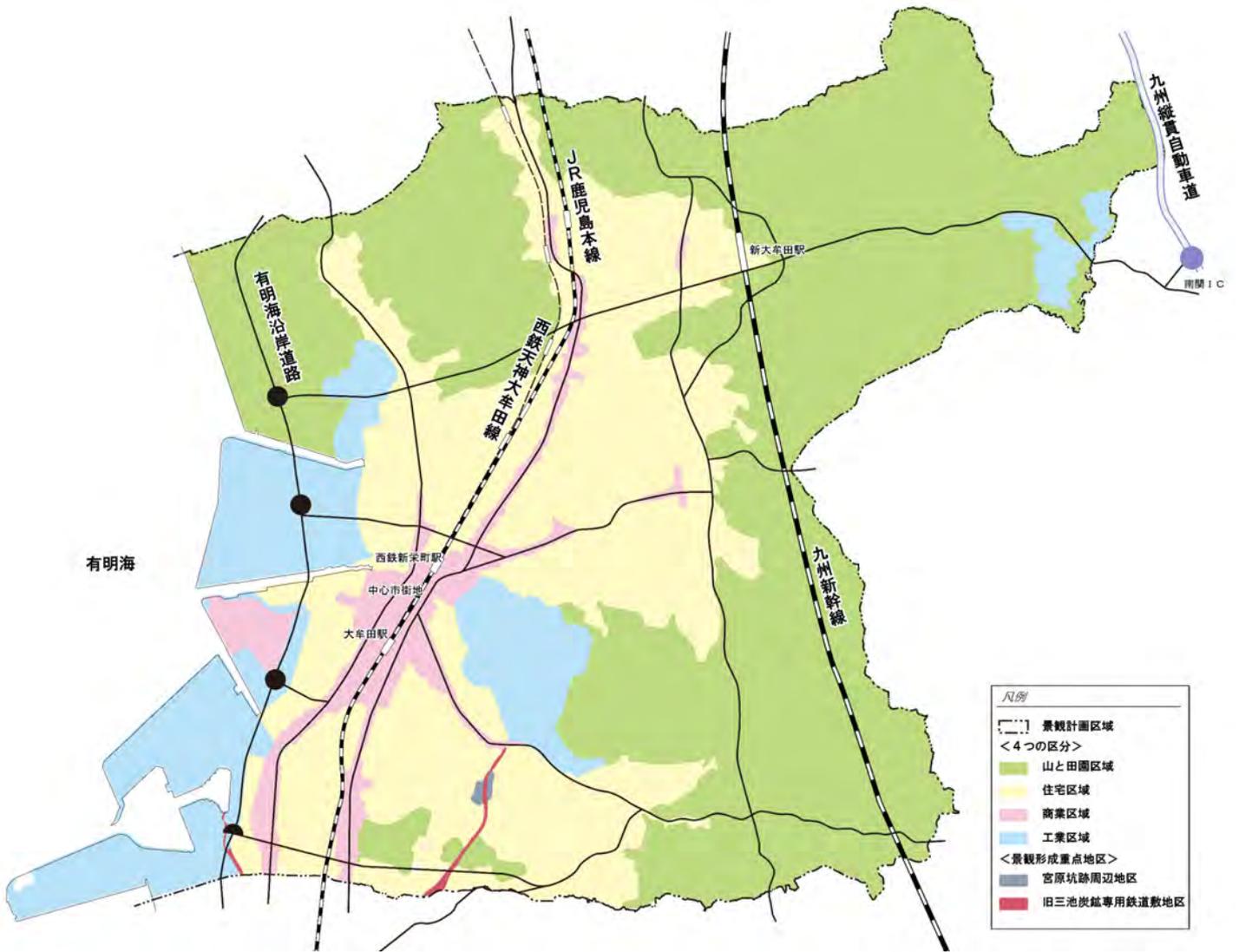


▲国道 208 号（大牟田駅前）



▲浅牟田の工場群

■ 景観形成方針図



7. 都市防災の方針

＜都市防災の基本的考え方＞

本市は、地形的に海拔3m以下の感潮地帯や地すべり危険箇所、土石流危険区域、急傾斜地危険区域等があり、台風や集中豪雨による風水害対策が課題となっています。

また、近年、近隣地域においても、平成24年7月及び平成29年7月に発生した九州北部豪雨や平成28年4月に発生した熊本地震など、突発的・局地的な災害が発生しています。

このようなことから、都市基盤による事前防災の取組みに加え、災害発生時には、一人ひとりが自らの判断で行動する必要があるため、市民・企業・行政等が冷静に行動できるソフト面での対策が非常に重要となっています。

このため、都市防災の方針では、災害が発生しにくい、または災害を拡大させない都市空間づくりや避難地及び避難地等へアクセスする主要道路の維持・確保に努めることは当然ですが、日頃から防災研修や避難訓練など、地域の防災活動を積極的に支援し、地域防災力の向上と自助・共助の意識啓発に努め、災害に強いまちづくりに取り組みます。

○基本方針

- (1) 災害が発生しにくい都市空間の確保
- (2) 災害を拡大させない都市空間の確保
- (3) 避難地等の維持・確保
- (4) 地域防災力の向上

(1) 災害が発生しにくい都市空間の確保

災害が発生しにくい都市空間を形成するため、密集市街地における区画道路や公園等の公共空地の確保を推進します。

また、頻発する局所的な大雨や都市化の進展に伴う雨水排水量の集中に対応するため、河川改修や下水道事業により、水害に強い市街地整備を推進するとともに、多自然型工法による環境への配慮を検討します。

地すべり危険区域や急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域等として県が指定している区域については、市民に周知を図り、新たな居住の抑制に努めます。

(2) 災害を拡大させない都市空間の確保

火災時における延焼遮断空間、緊急輸送路を確保するため、道路や公園等の整備や適正な管理を推進するとともに、それらの延焼緩和作用を有する街路樹等の緑によるネットワーク化を図り、災害を拡大させない都市空間の確保を図ります。

(3) 避難地等の維持・確保

要配慮者の避難施設となる福祉避難所は、既存の社会福祉施設と連携して運営します。

避難地等へアクセスする主要な道路を避難経路として、街路樹の保全や沿道施設の防火性能の向上、高齢者や障害者等が安全で円滑に避難できる経路の維持・確保や誘導等を図りながら安全性の確保を図ります。

(4) 地域防災力の向上

全国的に発生している自然災害により、市民の防災意識が高まっており、避難訓練等の地域の防災活動を積極的に支援し、地域防災力の強化と自助・共助の意識啓発に努めます。

また、他の自治体や民間企業などとの災害時の相互応援協定や物資供給等に関する協定に基づき、災害発生時における円滑な応援体制の確立を図ります。



▲手鎌野間川河川改修の状況



▲手鎌南川河川改修（調整池）の状況

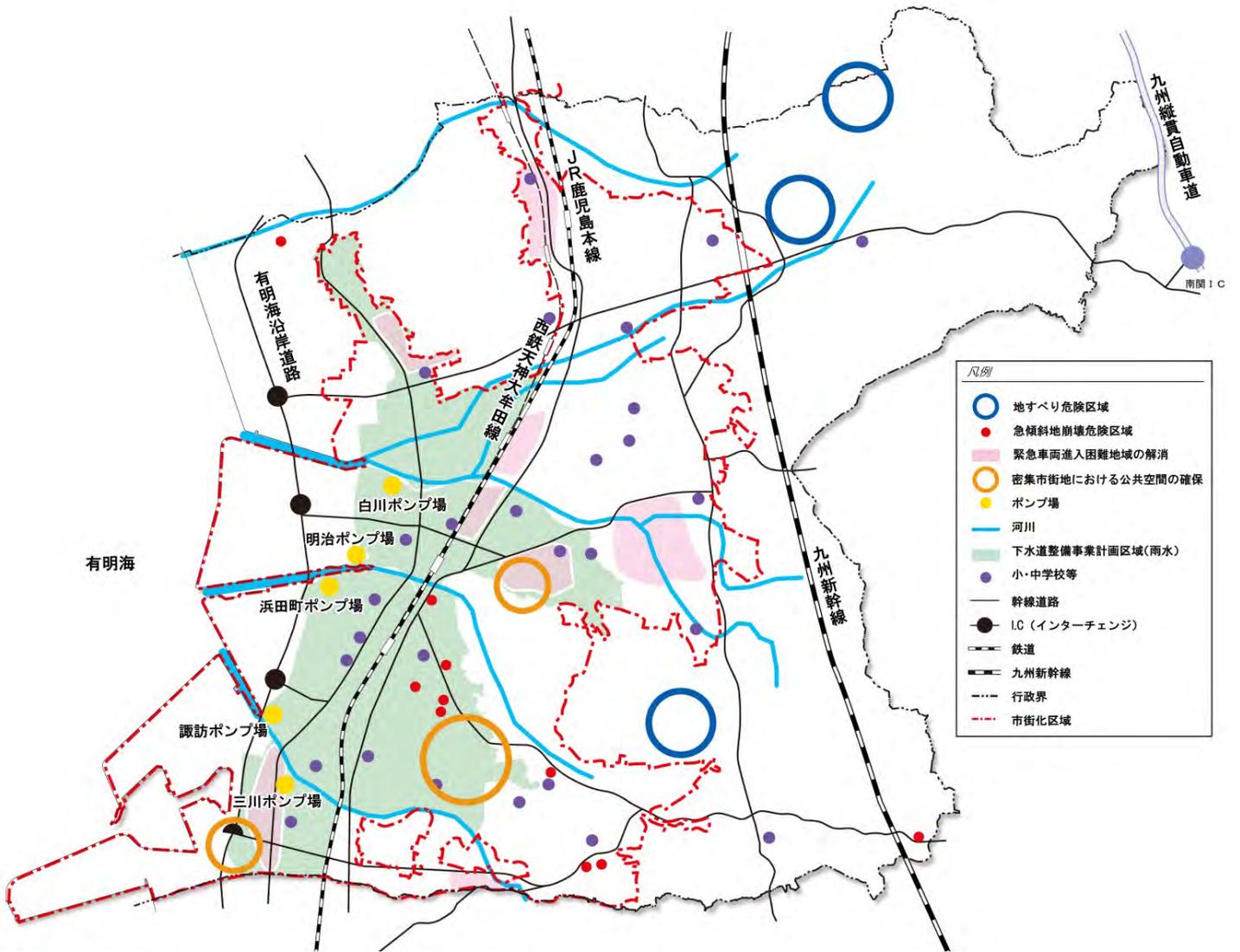


▲総合防災訓練の様子



▲総合防災訓練の様子

■都市防災方針図



凡例

	地すべり危険区域
	急傾斜地崩壊危険区域
	緊急車両進入困難地域の解消
	密集市街地における公共空間の確保
	ポンプ場
	河川
	下水道整備事業計画区域(雨水)
	小・中学校等
	LC (インターチェンジ)
	幹線道路
	行政界
	市街化区域
	九州新幹線
	鉄道

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

8. 都市環境の方針

<都市環境の基本的考え方>

本市は、かつて我が国最大の出炭量を誇る三井三池炭鉱を擁し、石炭産業の興隆とともに、石炭、石炭化学、機械工業、非鉄金属を基幹産業として発展してきましたが、その発展過程においては、工場・事業場からのばい煙による大気汚染や、工場排水などによる水質汚濁といった公害問題が生じ、呼吸器疾患などの健康被害者を出す深刻な状況となり、市民・企業・行政等が環境問題に真摯に取り組んだことで、公害を克服することができました。

このような歴史的な背景から、本市は環境問題に積極的に取り組んでおり、全国で5番目となるエコタウン地域として国の承認を受け、大牟田エコタウン事業を推進しています。

大牟田エコタウンには、環境学習やリサイクルの実践など環境に関する啓発や環境関連技術の開発及び企業化の支援を目的とした大牟田エコサルクセンターやごみ処理施設、資源化施設をはじめ民間の環境リサイクル産業関連企業が立地するなど、環境都市としての取組みを推進しています。

今後も、公害の解消や都市環境の改善に取り組むとともに、循環型社会による快適環境都市の実現を目指します。

○基本方針

(1) 公害の解消及び環境の改善

(2) 循環型社会の形成による「快適環境都市」の実現

(1) 公害の解消及び環境の改善

公害や新たな環境問題に対応し、環境汚染をなくすため、大牟田市環境基本計画を推進し、水質や大気汚染の監視・測定を実施するとともに、市民・事業者への啓発や指導を行います。

また、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及等の生活排水対策を推進します。

(2) 循環型社会の形成による「快適環境都市」の実現

良好な生活環境を保全するために、市民・企業・行政等が環境への負荷を低減するため、節電や節水をはじめ、廃棄物の排出抑制及び廃棄物の適正な処理など「エコ行動」を推進します。

また、行政は、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を行う機会と手段の情報提供に努め、ごみ処理施設、資源化施設の拠点形成による適切な管理運営を図るとともに、環境・リサイクル産業の育成を進め、環境への負荷の少ない循環型社会の形成による「快適環境都市」の実現を図ります。



▲大牟田エコタウン

9. 人にやさしいまちづくりの方針

<人にやさしいまちづくりの基本的考え方>

本市は、平成30年10月1日現在の高齢化率が35%を超え、国や県の20年先を進んでいるといわれています。

この超高齢社会への対応と市民と行政との協働のまちづくりを推進するため、平成28年4月に大牟田市協働のまちづくり推進条例を施行し、協働のまちづくりを実践することで、心豊かで活気と魅力のある地域社会の実現に向けて取り組んでいます。

また、高齢者の方が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能にするために、地域密着型サービスを中心とした介護サービス基盤の整備や、介護予防事業、医療介護連携の施策などに取り組むことで、地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。

さらに、市民が安心して子どもを産むことができ、子育てに幸せや楽しさを実感して暮らせるまちを目指し、地域全体での子育てしやすい環境づくりのために、子育て情報や家庭教育に関する学習機会の提供、保護者同士のつながりへの支援、各関係機関との連携・情報の共有等を進め、市民と行政が一丸となって福祉のまちづくりに取り組んでいます。

このような背景を受け、市民の誰もが住みやすくなる安全で快適な都市環境づくりを進めるとともに、地域住民等との連携による地域の見守り・生活支援ネットワークの構築を図り、超高齢社会を地域の力で乗り越えるための取組みを進めます。

○基本方針

(1) 安全で快適な都市環境づくり

(2) 地域福祉力の向上

(1) 安全で快適な都市環境づくり

高齢者や障害者をはじめ、妊婦や小さな子どもを連れた人など、すべての人にやさしく住み良いまちとするために、障害の有無や年齢、性別、国籍等にかかわらず一人でも多くの方が、利用・使用できるよう、すべての人が安全・安心で快適に生活できるユニバーサルデザインの考えに基づいた都市づくりを推進します。

道路や公園、公共性の高い建築物等の都市施設や多くの人が訪れる拠点となる場所では、すべての人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインやバリアフリーの観点と事故や犯罪を起しにくくするような視点に立って、安全・安心で快適に利用できるよう整備・改善を進めます。

特に、中心市街地は、多くの人が訪れる場所であることから、JR・西鉄大牟田駅や西鉄新栄町駅などの主要な公共交通機関や商店街の歩行空間のバリアフリー化やタウンモビリティの向上を図り、誰もが訪れやすいまちづくりを目指します。



▲バリアフリー化の状況



▲点字ブロックの設置

(2) 地域福祉力の向上

超高齢社会を乗り切るためには、市民による地域活動が重要な役割を担います。本市は、他都市に比べても市民の地域活動への意識が高く、既に小学校区単位を基本とした地域活動が盛んに行われており、このような市民主体のまちづくり活動を下支えするため、小学校区単位の地区拠点の形成や地域活動の支援を積極的に行うことで地域福祉力の向上を目指します。

また、高齢者の方が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防のサービスを地域ごとに一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を図ります。



▲地域活動（見守り隊）の様子



▲地域活動（会議）の様子